

要介護認定情報提供申請書

年 月 日

那須烏山市長 宛て

《申請者》

事業所名

介護支援専門員氏名

要介護認定者等に係る介護保険の要介護認定に関する情報について、下記のとおり提供されるよう申請します。
なお、当該申請に際し提示した居宅介護支援事業者等又はその職員であることを証する書類を、市当局において複写することについて異議はありません。
また、情報の提供を受ける場合は、下記の確認事項について承諾し、遵守すべき事項について遵守することを誓約します。

記

1 提供を請求する書類 (✓を付してください)

認定調査票 認定審査会資料 主治医意見書

2 対象要介護認定者

事前連絡済

	被保険者番号	氏名	住所	本人の同意	備考
1				有・無	
2				有・無	
3				有・無	
4				有・無	
5				有・無	
6				有・無	
7				有・無	
8				有・無	
9				有・無	
10				有・無	

※郵送での申請の際は、介護支援専門員証の写し、切手を貼付した返信用封筒を添付してください。

3 確認事項

- (1)情報の提供は、那須烏山市個人情報保護条例(以下「保護条例」という。)第8条第2号に規定する本人(要介護認定者等)の同意があった場合のみ行えるものである。
- (2)要介護認定情報の提供を受けた居宅介護支援事業者等は、次の事項を遵守しなければならない。なお、当該事項の遵守は、保護条例第9条に規定する措置要求であり、市長は、これを遵守しない居宅介護支援事業者に対するその後の要介護認定情報の提供を拒否できるものとする。
- ①提供された要介護認定情報を対象となる要介護認定者等の居宅サービス計画等の作成以外の目的に使用しないこと。
- ②提供された要介護認定情報を厳重に管理し、紛失又は破損しないよう適正な保管に努めること。なお、万が一これを紛失又は破損した場合は、直ちに市長に連絡し、その指示に従うこと。
- ③提供された要介護認定情報を利用者本人、家族を含む何人にも知らせ、又は提供しないこと。
- ④要介護認定者等又はその家族との居宅介護支援等の提供に係る契約期間が終了したときは、原則として、速やかに契約期間が終了したため要介護認定情報の提供が必要なくなった旨の文書を市長に提出するとともに、市長より提供された当該情報を市長に返還すること。ただし、要介護認定者等又はその家族から契約期間の終了について居宅サービス計画等作成に関する依頼を廃止する届出があった場合においては提供の必要がなくなった旨の文書の提出は不要ない。
- ⑤提供された要介護認定情報の提示又は提出若しくは返還を求められたときは、いつでもこれに応じること。
- ⑥職員又は職員であった者に法令規則及び上記①から⑤に掲げる事項の遵守を徹底させること。